

発議第2号

離島におけるごみ処理等に要する費用に対する更なる財政支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年6月26日 提出

令和2年6月 日

提出者 鳥羽市議会議員 浜口 一 利

賛成者 鳥羽市議会議員 河村 孝

賛成者 鳥羽市議会議員 坂倉 紀 男

賛成者 鳥羽市議会議員 世古 安 秀

離島におけるごみ処理等に要する費用に対する更なる財政支援を求める意見書

離島振興法では、国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとしている。また、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進するとともに、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを本法の目的としている。

しかし、生活する上で必要不可欠なごみ・し尿処理については、全ての離島から本土への運搬が必須となっており、離島の地理的要因による問題を抱えている。具体的には、島内で家庭ごみ、し尿及び浄化槽汚泥をごみ収集車やバキューム車で収集した後に、運搬船で海上輸送し、本土のそれぞれの処理施設に運搬しており、これらに要する委託業務費用は本市の大きな負担となっている。

そこで政府におかれては、離島におけるごみ処理等に要する費用に関し、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

家庭ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、海上輸送し、本土へ運搬する必要があるため高額な費用を要している。普通交付税の算定において、ごみ処理以外の要素も含む地域振興費の遠隔地補正の中で、属島人口に応じた補正が適用されているものの、実際の離島のごみ処理等に要する自治体の費用負担が多額に及んでいる。

このことを踏まえ、離島を有する自治体におけるごみ処理等の実態を的確に把握する等、実情に応じた額へ引き上げること。併せて離島の環境保全の観点から、特別な財政的支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

三重県鳥羽市議会

総務大臣	高市	早苗	様
国土交通大臣	赤羽	一嘉	様
環境大臣	小泉	進次郎	様